

幼稚園が情報提供すべき項目について（例示）

- 情報提供については、学校教育法第43条（幼稚園については、第28条により準用）に規定されています。
- 各幼稚園が自園に関する情報を積極的に提供すべき項目は次のとおりです。
- 幼稚園における学校評価ガイドライン（文部科学省平成23年11月15日改訂）も参照ください。
- これらの項目については、保護者の適切な幼稚園選択のためだけでなく、多額の公的補助を受けている機関としての公的責任に鑑み、保護者や地域の府民等が容易に入手可能な方法により、情報提供していただくようお願いします。

（情報提供の方法）

情報提供する項目は、入園案内や募集要項等に記載するとともに、下記の媒体により積極的に提供するものとする。

- ① 園等のホームページへの掲載
- ② 一般的な配布物（雑誌等）への掲載

（具体的内容の例示）

【教育内容】

- ①教育方針 ②通常の教育活動の状況 ③主な年間行事内容
- ④小学校や地域との連携 ⑤その他の特色ある取り組み

【幼稚園の概要】

- ① 組織（代表者、責任者など園の運営体制、専任・兼任別）
- ② 定員、実員 ③ 1クラスあたりの園児数、学級数（園方針、令和6年度実績）
- ④ 保育時間（通常保育時間及び預かり保育の時間） ⑤休業日
- ⑥ 施設設備の状況 ⑦学校評価 ⑧財務状況

【費用負担と各種サービスなど】

- ①入園時や入園後にかかる費用の項目と金額（制服、用品代等や入園金、保育料、検定料など）
- ②食事（給食週〇回、弁当週〇回、給食費）
- ③通園方法（バス、徒歩、安全対策）
- ④バスの運行状況（運行時間 最長、平均）
- ⑤預かり保育の実施状況（時間、費用など）
- ⑥課外活動など各種サービス内容（有無）と金額
- ⑦入園の決定方法（先着順、抽選、見学会、説明会の日程等）
- ⑧子育て支援（対象者や実施内容等）